

山梨県公報

第四百九十一号

令和六年

七月二十九日

月 曜 日

目次

告 示

○家畜伝染病の発生(三件)……………三〇五

○道路の区域変更……………三〇五

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………三〇六

○不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正(三件) ……三〇七

告 示

山梨県告示第九十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和六年七月十九日

山梨県告示第九十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和六年七月十九日

山梨県告示第九十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和六年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和六年七月二十二日

山梨県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く)において、この告示の日から令和六年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和六年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 折門古関線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町根子字南坂四三八一番一地从先から	旧	一一・一	一一二・一
	新	三四・八	

南巨摩郡身延町根子字南坂四三八七番一
地
先まで

新	一六・四〇	一一二・一
	六三・四	

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条
第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。
令和六年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
木川貴志後援会「騎志団」	堤 則 裕	木 川 則 子	甲斐市西八幡二二六二一	令和六年七月一日	令和六年七月五日
浅川勝正後援会	深 澤 裕 司	相川玲央奈 ステファアン	北杜市高根町清里三五五六	令和六年七月九日	令和六年七月九日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨県石油販売業支部	中 込 徹	白 壁 竜 次		令和六年五月二十八日	令和六年六月十九日
旧	自由民主党山梨県宅建支部	西 川 一 也	島 田 明 人		令和六年六月六日	令和六年六月十日
新	自由民主党牧丘支部	三 枝 正 文	深 澤 光 彩	山梨市牧丘町室伏二二二一	令和六年六月二日	令和六年六月二日
旧	自由民主党石油政治連盟	中 込 徹	若 月 修	山梨市牧丘町窪平一三八	令和六年五月二十八日	令和六年六月十九日

新	山梨県宅建政治連盟	白壁 竜次	令和六年六月六日	令和六年六月十日
旧		島田 明人		

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
幹栄会	鈴木 幹夫	穂坂 知雄	甲州市塩山下於曾一七一〇	令和六年六月二十五日	令和六年六月二十五日
堀門太後援会「桜令民主党 和会」	木川 貴志	野澤 香奈恵	中巨摩郡昭和町清水新居一五二一三一一	令和六年六月三十日	令和六年七月五日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
鈴木 幹夫	市長	幹栄会	甲州市塩山下於曾一七一〇	鈴木 幹夫	令和六年六月二十五日	令和六年六月二十五日

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成七年山梨県選挙管理委員会告示第四十六号）の一部を次のとおり改正する。

令和六年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

表中「財団法人三生会病院」を「公益財団法人三生会三生会病院」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第五十七号）の一部を次のとおり改正する。

令和六年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

表中「医療法人恵信葎崎会 恵信梨北リハビリテーション病院」を「医療法人恵信葎崎会 恵信リハビリテーション病院」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のとおり改正する。

令和六年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

表中「医療法人恵信葎崎会恵信葎崎相互病院」を「医療法人恵信葎崎会恵信葎崎病院」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番